

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月24日認可した。

平成21年1月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）桜井地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東谷池地区
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西天神地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥本谷池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦山西地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長谷地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）青池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥の池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一の井地区